平成２３年（フ）第１３２０号
堺市南区茶山台２丁８番６―408号、前住所堺市北区百舌鳥陵南町３丁293番地４
債務者　板東　本造
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３６０号
堺市北区東浅香山町１丁１番地１　清鳳マンション28号
債務者　中島　春之
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３６５号
堺市堺区三宝町４丁268番地　共同住宅Ａ―２号
債務者　木戸奈美江（旧姓北島）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４６３号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目15番３号、破産申立時の住所福岡県春日市春日原南町４丁目43番地サンリヤン春日原706号
債務者　大塩　拓司
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４６４号
福岡県春日市千歳町１丁目２番地１メゾンドレーヴ101号
債務者　大塩　絹江
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４６５号
福岡県大野城市錦町２丁目５番５―1203号ライオンズステーションプラザ春日原
債務者　大塩美佐子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１３号
長崎県諫早市飯盛町野中228番地
債務者　野中　　聖
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
長崎県大村市久原１丁目212番地１
債務者　宇土　治弘
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
長崎県諫早市小ケ倉町457番地７、旧住所長崎県諫早市多良見町化屋1393番地73
債務者　広田　幸恵（旧姓釜元）
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
長崎県大村市坂口町1142番地10　コーポあや201号、前住所長崎県諫早市長田町84番地
債務者　松尾　誠二
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
長崎県大村市坂口町1142番地10　コーポあや201号、前住所長崎県諫早市長田町84番地
債務者　松尾　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
長崎県大村市富の原１丁目1212番地１　レーベンピアＣ―202、旧住所長崎県大村市富の原１丁目1231番地18
債務者　川崎佐和子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1229番地、前住所長崎県大村市徳泉川内町794番地４
債務者　小島　由圭
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
長崎県大村市須田ノ木町887番地５、前住所長崎県大村市木場２丁目453番地６
債務者　坂中　　忠
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
北海道余市郡余市町栄町36番地２、前住所北海道余市郡余市町栄町1895番地14
債務者　西岡　榮治
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１５４号
北海道小樽市稲穂３丁目３番５号
債務者　山本　秀樹
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１５７号
北海道小樽市奥沢１丁目17番６号　滝田マンション、前住所北海道小樽市勝納町８番38号高橋アパート１階奥
債務者　大湯　沙織
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　札幌地方裁判所小樽支部